

岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、財務規程に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる次の者（以下、「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 関係行政機関の職員

(会議)

第4条 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 幹事会の会議の議決方法は、出席した幹事による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席幹事の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 幹事会の会議の公開については、規約を準用するものとする。
- 5 幹事会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各幹事に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(書面による決議)

- 第5条 この規程による会議において議決をすべき場合において、幹事全員の承諾があるときは書面決議をすることができる。
- 2 この規程による会議において議決すべきものとされた事項については、幹事全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。
 - 3 この規程による会議において議決すべきものとされた事項についての書面による決議は、会議の決議と同一の効力を有する。

(協議結果の報告)

第6条 会長は、幹事会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 幹事の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第 3 条関係）

第 3 条の区分		職名	備考
第 1 号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市副市長	会長
		まちづくり推進部長	
第 2 号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	タクシー岸和田会 会長	
		南海ウイングバス南部(株) 常務取締役 支配人	
第 3 号	関係行政機関の職員	大阪府 都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事	